

(様式第2号)

佐伯市ファーマーズスクールの注意点

- ☐ 1. 新規就農者育成総合対策事業や栽培施設及び附帯設備等の補助事業の制度は研修前・研修中・研修後など年度により補助率や要件等が変更になる可能性があります。
- ☐ 2. 社会情勢等により、ハウス資材・機械の価格等は入校前の説明から変動する可能性があります。
- ☐ 3. 補助事業を活用する場合、必ずしも希望する仕様になるとは限りません。
- ☐ 4. 新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)の交付までは半年程度かかるので、生活費の準備が必要です。
- ☐ 5. 農地については関係機関で紹介しますが、研修生の希望通りの農地(立地、排水や土の性質、日照時間等)になるとは限りません。
- ☐ 6. 農地契約の交渉開始後に研修を中止したり、農地の希望を変更すると、地権者に多大な迷惑をかけてしまうため、交渉を始めるまでに明確な意思決定が必要です。
- ☐ 7. 市外からの移住者については、研修開始までに市内に住民票を移すこと。

※確認した場合は、□に✓を記入。
以上の内容について、確認しました。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____